

2023年8月28日

共同新設分割に関する事前開示書面

東京都中央区新川一丁目23番1号
日清オイリオグループ株式会社
代表取締役社長 久野 貴久

当社（以下「日清オイリオ」という。）は、2023年8月9日、株式会社J-オイルミルズ（本店東京都中央区明石町8番1号。以下「J-オイル」という。）との間で、共同で新設分割計画（以下「本分割計画書」という。）を作成し、日清オイリオ及びJ-オイルが日清オイリオの水島工場及びJ-オイルの倉敷工場における搾油工程を搾油受託事業とし、それに係る権利義務の一部を承継させる製油パートナーズジャパン株式会社（以下「新設会社」という。）を新たに設立する、共同新設分割（以下「本分割」という。）を行うこととしました。本分割に関する事前開示事項（会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める事項）は、以下のとおりです。

1. 共同新設分割計画の内容

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

（1）新設分割会社に対して交付する新設分割設立会社株式の数及び割当ての相当性

- ・新設会社は、本分割に際して、日清オイリオに対し、新設会社の株式5,000株を、J-オイルに対し、新設会社の株式5,000株を交付します。
- ・割当ての算定に際しては、対象事業に係る資産等の内容を精査し、同事業に係る主要な資産である有形固定資産をコスト・アプローチにより評価し、総合的に勘案して、当事会社間で協議の結果、決定いたしました。

（2）新設分割設立会社の資本金及び準備金の額の相当性

本分割により設立する新設会社の資本金及び準備金の額については、日清オイリオ及びJ-オイルが新設会社に承継予定の資産及び負債の額、新設会社の財務基盤等を考慮し、会社計算規則に従い、本分割計画書第6条記載のとおりとしたものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第763条第1項第12号に掲げる事項に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 他の新設分割会社についての事項

- (1) J-オイルの最終事業年度に係る計算書類等の内容
J-オイルの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙2に記載のとおりです。
- (2) J-オイルの最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) J-オイルにおいて最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 日清オイリオ（新設分割会社）についての事項（日清オイリオにおいて最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）
該当事項はありません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項

- (1) 日清オイリオの債務の履行の見込みについて
日清オイリオの2023年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は294,101百万円、負債の額は175,032百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。
本分割により日清オイリオが新設会社に承継させる資産及び負債の2023年6月末日時点における帳簿価額は、資産について7,112百万円、負債について1百万円です。
また、本分割後も、日清オイリオにおける資産の額は負債の額を十分上回る見込みです。
さらに、日清オイリオにおいて、本分割の効力発生日以後における日清オイリオの債務の履行に支障をきたすような事象の発生及びその可能性は、現在までのところ認識されておりません。
以上の点、及び日清オイリオの収益状況、キャッシュフローの状況等に鑑みて、日清オイリオの債務については、本分割の効力発生日以降も履行に支障はないと見込んでおります。
- (2) 新設会社が日清オイリオ及びJ-オイルから承継する債務の履行の見込みについて
本分割により新設会社が日清オイリオ及びJ-オイルから承継する資産及び負債の2023年6月末日時点における帳簿価額は、合計して資産について14,264百万円、負債について1百万円であり資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本分割の効力発生日以後における新設会社の資産及び負債の額に重大な変動を生じる事態は、現在のところ予測されておりません。
以上の点、並びに新設会社の収益及びキャッシュ・フローの見込み等に鑑みて、新設会社が日清オイリオ及びJ-オイルから承継する債務については、本分割の効力発生日以降も履行に支障はないと見込んでおります。

以上

別紙1 分割計画書

次頁以降を参照願います。

共同新設分割計画書

東京都中央区新川一丁目23番1号日清オイリオグループ株式会社（以下「甲」という。）及び東京都中央区明石町8番1号株式会社J-オイルミルズ（以下「乙」という。）は、共同して新設分割を行い、甲及び乙が本事業（第1条に定義される。）に関して有する権利義務の一部を新たに設立する製油パートナーズジャパン株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させるため、以下のとおり共同新設分割計画（以下「本計画」という。）を作成する。

（共同新設分割）

第1条 甲及び乙は、本計画の定めるところに従い、甲の水島工場（岡山県倉敷市水島海岸通三丁目2番地）及び乙の倉敷工場（岡山県倉敷市玉島乙島新湊8266番地）における搾油工程を搾油受託事業（以下「本事業」という。）とし、それに係る権利義務の一部を新設会社に承継させる共同新設分割（以下「本分割」という。）をする。

（新設会社の定款）

第2条 新設会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1のとおりとする。なお、新設会社の本店所在場所は、岡山県倉敷市水島海岸通三丁目2番地とする。

（設立時の取締役及び監査役）

第3条 新設会社の設立に際して取締役及び監査役となる者は、それぞれ次のとおりとする。
設立時取締役： 川邊 修、田中 一伸、三木 浩嗣、堀内 亨
設立時監査役： 仲沢 和浩、末田 篤憲

（分割により承継する権利義務）

第4条 新設会社が本分割により甲及び乙から承継する資産、債務、その他の権利義務は、別紙2のとおりとする。

2 新設会社は、前項に基づき承継する債務について、甲及び乙から免責的に承継するものとし、甲及び乙は、新設会社の成立の日以後、当該債務について、その弁済・履行の責任を免れるものとする。甲及び乙が、当該承継する債務について、履行その他の負担をしたとき（会社法第764条第2項に基づき履行その他の負担をしたときを含むがこれに限られない。）は、新設会社に対してその負担の全額について求償することができるものとする。

（分割に際して交付する新設会社の株式に関する事項）

第5条 新設会社は、本分割に際して、普通株式10,000株を発行し、甲及び乙に対し、前条第1項に定める甲及び乙から承継する権利義務の対価として、新設会社の株式を次のとおり交付する。

甲に対し、5,000株

乙に対し、5,000株

(新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

第6条 新設会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 : 1億円
- (2) 資本準備金 : 1億円
- (3) 利益準備金 : 会社計算規則第51条に従い新設会社において定める。

(共同新設分割の登記)

第7条 本分割に係る甲及び乙の変更の登記並びに新設会社の設立の登記を行う日は、2023年10月2日とする。ただし、手続上の必要性その他の事情により必要であり、甲及び乙が合意した場合は、これを変更することができる。

(競業避止義務)

第8条 甲及び乙は、別途合意する場合を除き、本事業について、法令（会社法第21条を含む。）に基づくものであるか否かを問わず、競業避止義務を負わない。

(承認決議)

第9条 甲及び乙は、会社法第805条の定めにより、会社法第804条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。

(分割条件の変更及び共同新設分割の中止)

第10条 本計画の作成の日から新設会社の成立の日に至るまでの間に、本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本分割に関する条件を変更し、又は本分割を中止することができる。

(規定外事項)

第11条 本計画に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙の協議によってこれを定める。

以 上

2023年8月9日

東京都中央区新川一丁目23番1号
日清オイリオグループ株式会社
代表取締役社長 久野 貴久

2023年8月9日

東京都中央区明石町8番1号
株式会社J-オイルミルズ
代表取締役社長執行役員 佐藤 達也

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、製油パートナーズジャパン株式会社と称する。

英文では、Oilseed Processing Partners Japan, Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 油脂類および油粕類の製造ならびに加工
2. 前号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岡山県倉敷市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の割当を受ける権利等の決定)

第9条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の

割当を受ける権利を与える旨およびその申込の期日の決定は取締役会の決議によって定める。

(株式の取扱い)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、当会社所定の手続きによるものとする。

(基準日)

第11条 当会社は、本定款に定めるもののほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、株主総会において、議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社に取締役3名以上6名以内を置く。

(選任)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠により、または増員として選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の報酬等)

第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役)

第21条 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

(招集権者および議長)

第22条 取締役会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役

(員数)

第28条 当社に監査役4名以内を置く。

(選任)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第31条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定契約)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から起算して満5年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

附 則

(最初の事業年度)

第36条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2024年3月31日までとする。

(設立時の代表取締役)

第37条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 川邊 修

設立時代表取締役 田中 一伸

以上

別紙2

甲の承継権利義務明細

効力発生日において新設会社が甲から承継する権利義務は、効力発生日において有効に存在する次に定める甲の権利義務とする。

1. 資産

(1) 流動資産

- ・本事業のみに属する現預金

(2) 有形固定資産

- ・本事業に関して有する建物（ミール製品倉庫を含む）、構築物（サイロを含む）、機械及び装置（貫流ボイラーを含む）、工具器具備品、車両運搬具、建設仮勘定及びリース資産の一切

(3) 無形固定資産

- ・本事業のみに属する仕様書、図面、技術情報、営業情報、管理情報その他の情報に含まれる本事業のみに属する一切の営業秘密、技術的ノウハウ及びその他のノウハウ

2. 債務

本事業のみに属する債務（新設会社設立日の属する月の前月末日までに甲において認識した負債を除く。）

3. 契約（雇用契約を除く。）

専ら本事業に属する雇用契約以外の一切の契約（書面によるか口頭によるかを問わない。）に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務（当該契約に基づき生じる契約不適合責任に基づく債務、損害賠償責任に基づく債務その他一切の偶発債務及び簿外債務を除く。）。ただし、甲及び乙が別途合意したものを除く。

4. 雇用契約

本分割に際して、雇用契約は承継しない。

5. 許認可

甲が専ら本事業に関して取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継することができるもの。

乙の承継権利義務明細

効力発生日において新設会社が乙から承継する権利義務は、効力発生日において有効に存在する次に定める乙の権利義務とする。

1. 資産

(1) 有形固定資産

- ・本事業に関して有する建物、構築物、機械及び装置、工具器具備品、車両運搬具及び建設仮勘定の一切

(2) 無形固定資産

- ・本事業のみに属する仕様書、図面、技術情報、営業情報、管理情報その他の情報に含まれる本事業のみに属する一切の営業秘密、技術的ノウハウ及びその他のノウハウ

2. 債務

本事業のみに属する債務（新設会社設立日の属する月の前月末日までに乙において認識した負債を除く。）

3. 契約（雇用契約を除く。）

専ら本事業に属する雇用契約以外の一切の契約（書面によるか口頭によるかを問わない。）に係る契約上の地位及びこれに基づく権利義務（当該契約に基づき生じる契約不適合責任に基づく債務、損害賠償責任に基づく債務その他一切の偶発債務及び簿外債務を除く。）。ただし、甲及び乙が別途合意したものを除く。

4. 雇用契約

本分割に際して、雇用契約は承継しない。

5. 許認可

乙が専ら本事業に関して取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継することができるもの。

以 上

別紙2 J-オイルの最終事業年度に係る計算書類等の内容
次頁以降を参照願います。

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いたものの、行動制限の緩和等により個人消費を中心とした社会経済活動の緩やかな回復が見られました。一方でロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う供給面での制約や資源・エネルギー価格の高騰に為替相場の円安進行も重なり、物価上昇が継続するなど依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。このような状況下において、油脂製品の主な原料である大豆や菜種およびパーム油などの購入油も高値水準での推移が続いており、当社は高騰する原料価格に見合った販売価格への改定や成長ドライバーとなる高付加価値品の拡販、継続的なコストダウンを推進いたしました。

以上の結果、売上高2,604億10百万円（前年同期比29.2%増）、営業利益7億34百万円（前年同期は営業損失21百万円）、経常利益14億36百万円（前年同期比140.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益9億86百万円（前年同期比49.5%減）となりました。

売上高	2,604億10百万円	前年同期比	29.2%増	↗
営業利益	7億34百万円	前年同期比	—	↗
経常利益	14億36百万円	前年同期比	140.7%増	↗
親会社株主に帰属する当期純利益	9億86百万円	前年同期比	49.5%減	↘

セグメント別の概況

(単位：百万円)

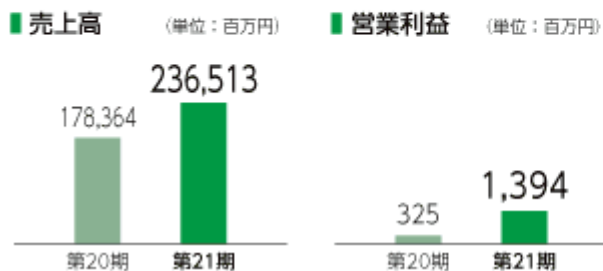
	売上高	前年同期比 (%)	営業利益	前年同期比 (%)
油脂事業	236,513	32.6%増	1,394	328.4%増
スペシャリティフード事業	22,847	8.1%増	△815	—
その他	1,049	49.0%減	155	43.3%減
合計	260,410	29.2%増	734	—



油脂事業

主要な事業内容

● 家庭用油脂・業務用油脂・ミール



油脂部門につきましては、家庭用汎用油においては、急激な原料コスト上昇に伴う度重なる価格改定による節約志向の高まりや外食の回復等の影響により、販売数量は前年同期を下回ったものの、価格改定により売上高は前年同期を上回りました。家庭用高付加価値品においても、主原料の原料コストが大幅に上昇したため価格改定を実施いたしました。市場価格の上昇に伴い、オリーブオイルは市場が縮小したものの、売上高は前年同期と同程度となりました。環境負荷の低減やお客様の使いやすさが特長である「スマートグリーンパック®」(紙パック製品)のラインナップを拡充し、汎用油から高付加価値油まで幅広いアイテムを展開しました。業務用は、10月以降のインバウンド需要の回復や全国旅行支援など、外食の需要を喚起する動きがあったものの、物価高騰による厳しい経営状況の継続を反映して、油脂価格高騰に伴うお客様の使用日数延長やプライメニュー減少の影響で需要が減退し、販売数量は前年同期をわずかに下回りました。家庭用と同様に、更なる価格改定を実施した結

果、売上高は前年同期を大きく上回りました。市場価格の上昇に伴い、「長徳®」シリーズについては、お客様のコスト負担軽減への貢献とCFP（Carbon Footprint of Products）認証を軸にした店頭でのコミュニケーション（BtoBtoC）を強化したことが奏功し、販売数量は前年同期を大きく上回りました。

油糧部門につきましては、大豆ミールは、搾油量が前年同期を大きく上回ったことから、販売数量は前年同期を大きく上回りました。販売価格はシカゴ相場の上昇と為替相場の大幅な円安進行により前年同期を大きく上回りました。菜種ミールは、搾油量が前年同期を大きく下回ったことから、販売数量は前年同期を大きく下回りました。販売価格は大豆ミール価格の上昇に連動して前年同期を大きく上回りました。

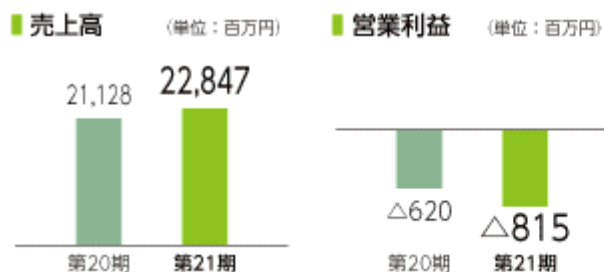
以上の結果、当事業は売上高2,365億13百万円（前年同期比32.6%増）、セグメント利益13億94百万円（前年同期比328.4%増）となりました。



スペシャルティフード事業

主要な事業内容

● マーガリン・粉末油脂・スターチ・ファイン



乳系PBF部門につきましては、家庭用はマーガリンの主原料であるパーム油や大豆油、菜種油など原料相場の高騰や為替相場の円安進行などを受け、価格改定に注力しましたが、マーガリン市場の縮小の影響や価格改定による反動により販売数量は前年同期を大きく下回り、売上高は前年同期をやや下回りました。プラントベース食品「Violife」は2022年3月より全国展開をスタートし、6月にはブランド認知度アップのために関東エリアでテレビCMを実施しました。また秋季新商品としてプラントベースチーズ3商品を発売し、植物性チーズの新たな楽しみ方の創出に努めるとともに、商品ラインナップの見直しを進めました。業務用は行動制限の緩和による人流回復により、土産菓子、外食等の需要に回復傾向が見られましたが、パンの需要は引き続き低迷しており、お客様の油脂使用量の削減や最終製品の容量減もあり販売数量は前年同期を下回りました。家庭用と同様に、価格改定に注力したこ

とにより、売上高は前年同期を上回りました。粉末油脂事業は、販売数量は前年同期を下回りましたが、原料油脂相場の上昇により販売価格が上昇し売上高は前年同期を上回りました。

食品素材部門につきましては、テクスチャーデザインは高付加価値食品用澱粉および工業用澱粉の販売が好調に推移しましたが、鳥インフルエンザの影響で飼料用の出荷は伸びず販売数量は前年と同程度となりました。売上高は、原料とうもろこし相場や、為替相場の影響を受けた製品価格の適正化を推進したため、前年同期を大きく上回りました。前年度第2四半期に上市しました業務用スターチ製品のブランド「TXdeSIGN[®] (テクスデザイン)」シリーズにつきましては、専用ホームページの設置など、拡販に向けて提案を強化することで、ターゲット顧客に採用が進みました。ファインはビタミンK2の価格改定の実施などにより、売上高は前年同期をわずかに上回りました。大豆たん白をベースとした大豆シート食品「まめのりさん[®]」の販売は、主要販売先である北米において秋頃より景気に陰りが見え始め、現地流通在庫が増加したため出荷量を調整したことから、販売数量は前年同期を大きく下回りました。一方で、原料価格などの大幅な上昇に伴い価格改定を進めましたが、売上高は前年同期を下回りました。

以上の結果、当事業は売上高228億47百万円（前年同期比8.1%増）、販売価格の改定に努めたものの原料価格の高止まりなどの影響により、セグメント損失8億15百万円（前年同期はセグメント損失6億20百万円）となりました。



その他

主要な事業内容

- 不動産賃貸等

■ 売上高 (単位：百万円) ■ 営業利益 (単位：百万円)



その他の事業につきましては、売上高10億49百万円（前年同期比49.0%減）、セグメント利益1億55百万円（前年同期比43.3%減）となりました。

2. 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

① 資金調達

2022年11月に実施したシンジケーション方式による長期借入5,000百万円をはじめとして、計6,390百万円の長期借入を行いました。

② 設備投資

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は5,060百万円で、主なものは各工場での生産設備の更新・増強工事および本社でのシステム更新・増強工事等であります。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

当事業年度において、該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

当事業年度において、該当事項はありません。

⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

当事業年度において、該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当事業年度において、該当事項はありません。

3. 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第18期	第19期	第20期	第21期
		2019年度	2020年度	2021年度	(当連結会計年度) 2022年度
売上高	(百万円)	178,196	164,816	201,551	260,410
営業利益	(百万円)	6,661	6,687	△21	734
経常利益	(百万円)	7,302	7,374	596	1,436
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	5,203	5,253	1,953	986
1株当たり当期純利益	(円 銭)	158.10	159.62	59.24	29.82
総資産	(百万円)	147,541	156,509	161,700	178,621
純資産	(百万円)	89,683	94,475	94,523	94,263
1株当たり純資産	(円 銭)	2,714.49	2,859.34	2,846.30	2,837.41
自己資本利益率 (ROE)	(%)	5.9	5.7	2.1	1.0

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）によって算出しており、「1株当たり純資産」は期末発行済株式総数（自己株式控除後）によって算出しております。
2. 2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、各連結会計年度の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産について、これらの株式分割後の数値を記載しております。
3. 第20期の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

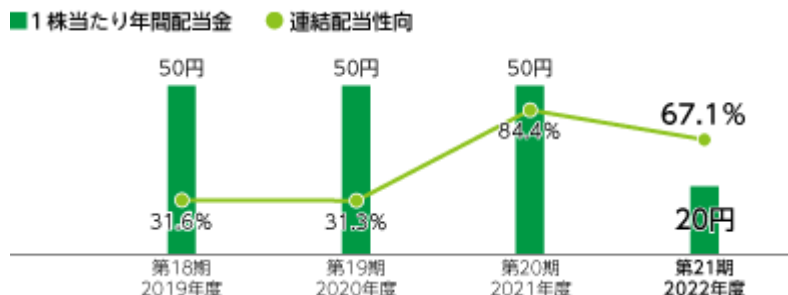
4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金配当は、株主の皆さまへの安定した利益還元の維持と、企業体質の強化や今後の積極的な事業展開に必要な内部留保等を勘案し、中間配当および期末配当の年2回行うことを基本的な方針としております。

また、内部留保資金の使途につきましては、収益体質や経営基盤の強化を目指し、企業価値の向上に資する投資資金へと有効に活用していくこととしております。

当期の期末配当は、2023年5月11日開催の取締役会決議により、1株当たり10円とさせていただきます。これにより中間配当額1株当たり10円と合わせて、当期の年間配当額は1株当たり20円となります。

なお、期末配当金の支払開始日（効力発生日）は2023年6月6日（火曜日）となります。



(注) 当社は2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、2020年度以前の年間配当金は、当該株式分割の影響を加味し、遡及して算定しております。

5. 対処すべき課題

企業を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症対策の規制が緩和され経済活動も正常化に向かっているものの、地政学的リスクの顕在化、世界的な食糧需要の増加、気候変動、ロシア・ウクライナ情勢、海外からの原料や購入油の調達価格の高騰、為替相場の円安進行、エネルギーコストや物流費の上昇など、不確実性が高まる中、社会課題の解決に貢献していくことが求められております。

このような中、当社は人々の生活に欠かせない生活必需品の食品を扱う企業として、従業員の安全と安心を確保し、新しい生活様式や消費者トレンドを捉えながら、安定供給と消費者のニーズに合う製品の開発に努めてまいります。

当社グループの対処すべき課題は、油脂原料価格の高騰、エネルギーコストの上昇、為替変動、気候変動、また、国内市場における少子高齢化による需要減少に加え、生活者ニーズの多様化などを認識しております。

<第六期中期経営計画の見直し方針>

2021年5月に公表いたしました第六期中期経営計画で掲げた目指すべき姿や主な戦略目標に変更はありませんが、事業環境の大きな変化に耐えうる対応力の高い体制とすべく、事業基盤を強化し、収益を回復していくための期間として、定量目標の達成年度を2年間延長して2026年を最終年度とする中期経営計画の見直しを2022年11月に行いました。また、改めて中長期的な事業環境変化から当社の機会とリスクを特定するとともに、当社の強みに鑑み、以下3点を重点ポイントとして設定いたしました。これらの取組みを達成していくことで、収益性を回復し、成長へとつなげてまいります。

見直し方針①	構造改革	収益基盤の強化 -SCM改革・生産拠点の最適化-
見直し方針②	成長戦略	“低負荷”を強みとした成長ドライバーとなる商品の育成/拡売
見直し方針③	投資戦略	海外や新たな事業領域進出への積極的投資

第六期中期経営計画



中期経営計画達成に向けた対処すべき課題は次の通りです。

<成長戦略>

企業理念に「おいしさ×健康×低負荷」を掲げておりますが、その中でも「低負荷」を差別化された強みとして、製品力強化とコミュニケーション強化の施策を通じ、高付加価値品の拡販を図ります。

油脂事業における家庭用油脂では、環境負荷の低減やお客様の使いやすさを意識した「スマートグリーンパック®」（紙パック製品）を起点に、こめ油や健康などの機能性が付加されている油など、成長しているカテゴリーを中心に展開を図り、業務用油脂では、長持ちする油とその支援サービスを通じた拡販やカーボンフットプリントマーク取得推進による環境を意識した生活者ニーズを取り込んだ製品販売を推進してまいります。

スペシャルティフード事業ではP B F領域において、「Violife（ビオライフ）」をはじめ、乳系・肉系プラントベース食品のラインナップ、他社とのアライアンス等の拡充を図り、ワンストップソリューションを提供することで、伸長する市場を牽引するポジションを目指し、取り組んでまいります。

また、海外を含む新たな事業領域への展開として、伸長市場であるASEANと北米の2地域を重点地域と位置づけており、まずは既存事業であるASEANのマーガリン・ショートニング事業やテクスチャー素材の提供、北米での大豆シート食品やビタミンK2の事業拡大を目指し、取り組んでまいります。

<構造改革>

「SCM（サプライチェーンマネジメント）の改革」と「生産拠点の改革」を掲げ、SCM改革では、製造プロセス・物流プロセスにおける課題を見直し、効率化を実現して、製造コスト・物流コストの削減を図ります。また、スマートファクトリー化を目指し、積極的に省人化・自動化投資を行い、継続したコスト削減を図ります。加えて、2020年度から取り組んできた販売品種の統廃合と削減および在庫水準の最適化を、継続的に行ってまいります。

生産拠点の改革では、中長期の食用油脂の需要減少も見越して、当社が保有する各工場の油脂の製造工程で、稼働率の最大化に向け取り組んでまいります。加えて、海外を含めた生産拠点の最適化を進めてまいります。

<経営基盤強化>

当社の取締役会は様々な経験を有する取締役を配し、独立社外取締役が全体の1/3を占めていますが、取締役会の監督機能を強化するばかりではなく、執行機能とのコミュニケーションを活発化しています。また、サステナビリティに資する施策として、生産拠点を中心とするCO₂削減の取組み、気候変動や調達、DE&I(ダイバーシティエクイティ&インクルージョン)の推進を図るとともに、商品開発への取組みを継続して推進してまいります。また、事業リスクに応じたグループガバナンスの強化など各種施策に取り組んでまいります。

6. 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
油脂事業	家庭用油脂、業務用油脂 油糧（大豆ミール、菜種ミール）
スペシャリティフード事業	乳系PBF（マーガリン、プラントベース食品、粉末油脂） 食品素材（スターチ、ビタミンK2、大豆シート食品）
その他	不動産賃貸等

7. 当社の主要な事業所

本社	東京都中央区明石町8番1号			
支社および支店	東京支社	(東京都中央区)	名古屋支社	(名古屋市中区)
	大阪支社	(大阪市北区)	北海道支店	(札幌市西区)
	東北支店	(仙台市青葉区)	関東信越支店	(群馬県高崎市)
	北陸支店	(石川県金沢市)	中四国支店	(岡山市北区)
	九州支店	(福岡市中央区)		
工場および事業所	千葉工場	(千葉市美浜区)	横浜工場	(横浜市鶴見区)
	静岡事業所	(静岡市清水区)	浅羽工場	(静岡県袋井市)
	神戸工場	(神戸市東灘区)	倉敷工場	(岡山県倉敷市)
	若松工場	(北九州市若松区)		
研究開発・アプリケーション組織	(東京都中央区・横浜市鶴見区・横浜市戸塚区・静岡市清水区・神戸市東灘区)			

(注) 北海道支店は、2023年3月31日をもって廃止し、北海道営業所となりました。

8. 重要な子会社の状況

会社名	本社	資本金 百万円	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
株式会社J-NIKKAパートナーズ	東京都中央区	20	100	油脂・油糧等の販売および損害 保険代理業
株式会社J-パック	横浜市鶴見区	10	100	油脂等の包装

9. 従業員の状況

当社グループの従業員数	前期末比増減
1,330名	31名減

(注) 従業員数は、就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む他、臨時従業員を除く。）であります。

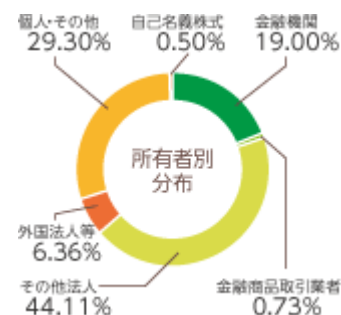
10. 主要な借入先

借入先	借入金残高 百万円
株式会社みずほ銀行	6,430
農林中央金庫	6,250
株式会社三菱UFJ銀行	5,530

(注) 上記の他に、シンジケート・ローンによる計10,000百万円の借入があります。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 54,000,000株
2. 発行済株式の総数 33,508,446株
(うち自己株式167,118株)
3. 株 主 数 31,250名
(前年同期比4,201名増)
4. 大 株 主



株 主 名	持 株 数	(持株比率)
	千株	%
味の素株式会社	9,053	(27.16)
三井物産株式会社	4,175	(12.52)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,232	(6.70)
東京海上日動火災保険株式会社	828	(2.49)
J - オイルミルズ取引先持株会	755	(2.27)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	746	(2.24)
農 林 中 央 金 庫	540	(1.62)
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	412	(1.24)
株式会社みずほ銀行	374	(1.12)
三井住友海上火災保険株式会社	294	(0.88)

(注) 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式総数によって算出しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役に対して、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とし、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当事業年度においては、退任した取締役2名（社外取締役を除く。）に対し、3,300株交付しております。

6. その他株式に関する重要な事項

特にありません。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役社長執行役員	佐藤 達也	コーポレート本部長
取締役専務執行役員	上垣内 猛	油脂事業本部長
取締役常務執行役員	松本 英三	生産・技術開発管掌
取締役	佐々木 達哉 社外	味の素株式会社取締役執行役専務ダイバーシティ・人財担当
取締役	遠藤 陽一郎 社外	三井物産株式会社執行役員食料本部長
取締役	石田 友豪 社外 独立	ラザード・ジャパン・アセット・マネジメント株式会社代表取締役社長
取締役	小出 寛子 社外 独立	三菱電機株式会社社外取締役 J. フロント リテイリング株式会社社外取締役 株式会社ニューポート社外取締役
取締役	亀岡 剛 社外 独立	川崎汽船株式会社社外取締役
監査役（常勤）	小松 俊一	
監査役	野崎 晃	野崎法律事務所代表（弁護士） イチカワ株式会社社外取締役
監査役	武藤 章 社外 独立	ギリア株式会社社外監査役
監査役	水谷 英滋 社外 独立	公認会計士水谷英滋事務所（公認会計士） 株式会社大林組社外監査役

- (注) 1. ・社外取締役佐々木達哉氏が取締役執行役専務を務める味の素株式会社は、当社の主要株主であり、また、当社は同社との間で製品販売および原材料仕入の取引があります。
・社外取締役遠藤陽一郎氏が執行役員を務める三井物産株式会社は、当社の主要株主であり、また、当社は同社との間で製品販売および原材料仕入の取引があります。
・その他の社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。
2. 社外取締役石田友豪氏、小出寛子氏、亀岡剛氏および社外監査役武藤章氏、水谷英滋氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外監査役水谷英滋氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役八馬史尚氏、服部広氏および社外取締役倉島薫氏、新宅祐太郎氏は、2022年6月27日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

2. 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会・監査役会 出席回数	主な活動状況 および 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	佐々木 達哉	取締役会 14回/14回	食品事業および会社経営に関わる豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。
	遠藤 陽一郎	取締役会 17回/18回	海外事業および食品事業に関わる豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。
	石田 友豪	取締役会 17回/18回	資本市場および会社経営に関わる豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。 また、報酬諮問委員会委員長および指名諮問委員会委員を務めております。
	小出 寛子	取締役会 17回/18回	グローバル事業、マーケティングおよび会社経営に関わる豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。 また、指名諮問委員会委員および報酬諮問委員会委員を務めております。
	亀岡 剛	取締役会 13回/14回	会社経営に関わる豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。 また、指名諮問委員会委員長および報酬諮問委員会委員を務めております。
社外監査役	武藤 章	取締役会 18回/18回 監査役会 21回/21回	食品事業および会社経営に関わる豊富な経験・見識に基づき適宜発言を行っております。
	水谷 英滋	取締役会 18回/18回 監査役会 21回/21回	主に公認会計士としての専門的知見に基づき適宜発言を行っております。

(注) 佐々木達哉氏および亀岡剛氏の取締役会出席回数は、2022年6月27日の就任後に開催した取締役会を対象としております。

3. 取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

(I) 基本方針

当社の役員報酬制度は、役員の業績・企業価値向上に対する責任を明確にし、業績・企業価値の向上に対する意欲や士気向上を図ることを目的とし、固定報酬と業績連動報酬により構成されております。業績連動報酬は賞与と株式報酬で構成されており、業績・企業価値向上への短期および長期の両面でのインセンティブになります。報酬水準については、客観的指標として外部の調査会社データに基づき売上高および営業利益における同規模企業群をターゲットに、下限25パーセンタイルを担保した上で、中期経営計画目標値達成時に総額報酬が50～75パーセンタイル相当となるようベンチマークとしております。

役員報酬の額または算定方法等は「役員報酬規程」として取締役会が定めております。役員の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を明確にするため、報酬諮問委員会による報酬制度の運用や制度自体の妥当性の審議を経て、取締役会にて報酬額が決定されます。

(II) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定方針(報酬等を与える時期または条件の決定方針を含む。)

役員毎の役割や職責に応じた「期待」への対価として、役位毎に月例固定額を設定し、毎月支給します。

(III) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定方針(報酬等を与える時期または条件の決定方針を含む。)

業績連動報酬の算定は、全社業績評価および個人業績評価で構成され、役位や役割に応じた業績評価構成比率を持って支給額算定を行っております。役位が高くなるほど業績連動報酬の配分を大きく設定し、高い役位に対してより高い成果・業績責任を求めるものとしております。

(i) 「賞与(短期インセンティブ)」

単年度の業績達成への対価として、全社業績および個人業績の目標達成度によって決定し支給します。全社業績評価に用いる基礎指標は、業績・企業価値向上に対する貢献を図る上で、特に業績を重要な決定基準と見ることから連結営業利益としております。当事業年度における連結営業利益は基準値80億円に対し、実績7億円となりました。

(ii) 「株式報酬(長期インセンティブ)」

中長期の全社業績目標達成への対価として、株主との価値共有を図るため、業績評価期間中在任した役員を対象に、予め定めた業績評価期間終了後に当社株式を給付します。全社業績目標評価に用いる基礎指標は、業績・企業価値向上に対する貢献を図る上で、企業価値評価は株価に現れるとの考えから特にROEに重きを置き、連結営業利益、連結高付加価値品売上高、EPSを加えた構成としております。2021年度から2024年度までの中長期目標におけるこれらの指標の目標値は、連結営業利益110億円・連結高付加価値品売上高770億円・ROE8.0%・EPS260円であり、当事業年度の実績は、連結営業利益7億円・連結高付加価値品売上高649億円・ROE1.0%・EPS29.82円となりました。

(IV) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬の構成比は0～65%の変動幅となります。なお、社外取締役および監査役は固定報酬のみの支給であります。

役位	固定報酬(%)	業績連動報酬(%)	
		賞与	株式報酬
代表取締役社長執行役員	47	19	34
取締役専務執行役員	54	22	24
取締役常務執行役員	56	22	22
社外取締役	100	—	—
監査役	100	—	—

(V) 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針の決定に関する事項

当社は、取締役および監査役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を、報酬諮問委員会における報酬制度の運用や制度自体の妥当性の審議を経て、取締役会にて決定しております。

② 取締役等の報酬等の内容が取締役および監査役の個人別の報酬等についての決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、報酬諮問委員会による報酬制度の運用や制度自体の妥当性の審議を経て、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が、①の決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 役員等の報酬等についての定款の定めまたは株主総会の決議による定めに関する事項

取締役・監査役の報酬については、以下の通り、上限額、および当該上限額の範囲内で個別支給額は取締役会において決定することにつき、株主総会決議により承認を得ております。

支給対象者	取締役	取締役 (社外取締役を除く)	監査役
報酬区分	固定報酬・賞与	株式報酬	固定報酬
株主総会決議	2020年6月25日開催 第18回定時株主総会決議	2021年6月24日開催 第19回定時株主総会決議	2017年6月22日開催 第15回定時株主総会決議
上限額および 株式ポイント数 (年額)	4億5千万円 (うち社外取締役は 5千万円)	4事業年度ごと 17万株式ポイント (評価係数による調整後の 上限は25万5千ポイント)	9千万円 (うち社外監査役は 6千万円)
員数 (株主総会決議 終結時点)	取締役9名 うち社外取締役5名	取締役9名 うち社外取締役5名	監査役4名 うち社外監査役2名

(注) 取締役に付与される株式ポイントは、当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

④ 当事業年度にかかる報酬等の額

区分	固定報酬		業績連動報酬				合計
			賞与		株式報酬 (非金銭報酬)		
	員数	金額	員数	金額	員数	金額	
取締役	名	百万円	名	百万円	名	百万円	百万円
	9	144	3	2	3	52	200
(うち社外取締役)	(4)	(37)	(-)	(-)	(-)	(-)	(37)
監査役	4	51	-	-	-	-	51
(うち社外監査役)	(2)	(18)	(-)	(-)	(-)	(-)	(18)

(注) 1. 固定報酬および員数には、2022年6月27日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および社外取締役1名を含んでおります。
 2. 株式報酬の金額は、当事業年度に付与した株式ポイント（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。）を取得価格（平均値）で換算したものであります。
 3. 社外取締役3名（2022年6月27日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名含む）は無報酬のため含まれておりません。

4. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項ならびに当社定款の規定に基づき、当社は、社外取締役佐々木達哉氏、遠藤陽一郎氏、石田友豪氏、小出寛子氏、亀岡剛氏ならびに社外監査役武藤章氏、水谷英滋氏および監査役小松俊一氏、野崎晃氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等は、填補対象外としております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社および当社の国内子会社等の取締役、監査役および執行役員等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の監査業務に係る報酬等の額
65百万円

(注) 1. 監査役会は、当事業年度の報酬等の額について、前事業年度における監査業務の遂行状況、当事業年度の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等につき確認・検討した結果、同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査については実質的に区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
65百万円

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。また、監査役会は、会計監査人の適格性や信頼性に影響を及ぼす事由の発生により適正な監査が期待できないと認められる場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第20期 (2022年3月31日現在)	第21期 (2023年3月31日現在)	増減金額	科 目	(ご参考) 第20期 (2022年3月31日現在)	第21期 (2023年3月31日現在)	増減金額
資産の部	161,700	178,621	16,921	負債の部	67,176	84,357	17,180
流動資産	94,196	110,793	16,597	流動負債	40,748	51,527	10,778
現金及び預金	3,579	2,424	△1,154	支払手形及び買掛金	17,057	18,244	1,187
受取手形、売掛金及び契約資産	35,126	44,308	9,182	短期借入金	12,300	20,400	8,100
商品及び製品	20,918	25,562	4,644	1年内返済予定の長期借入金	490	—	△490
原材料及び貯蔵品	29,979	35,334	5,354	未払法人税等	210	343	132
その他	4,592	3,163	△1,429	未払消費税等	26	846	819
				賞与引当金	925	925	0
				役員賞与引当金	—	8	8
				役員株式給付引当金	11	—	△11
				その他	9,727	10,758	1,030
固定資産	67,466	67,797	331	固定負債	26,427	32,829	6,402
有形固定資産	51,502	51,052	△449	社債	12,000	12,000	—
建物及び構築物	12,193	11,821	△371	長期借入金	5,850	12,240	6,390
機械装置及び運搬具	17,117	17,454	336	リース債務	1,256	1,088	△168
土地	18,619	18,614	△5	繰延税金負債	1,600	1,832	232
リース資産	1,465	1,293	△172	役員株式給付引当金	38	121	82
建設仮勘定	1,294	1,011	△282	環境対策引当金	70	44	△25
その他	811	857	46	退職給付に係る負債	3,340	3,280	△60
無形固定資産	2,667	3,092	424	長期預り敷金保証金	2,128	2,197	68
				その他	143	25	△117
投資その他の資産	13,295	13,652	356	純資産の部	94,523	94,263	△259
投資有価証券	11,461	11,843	381	株主資本	89,958	89,785	△172
退職給付に係る資産	1,114	1,162	48	資本金	10,000	10,000	—
繰延税金資産	182	150	△32	資本剰余金	31,633	31,633	—
その他	658	615	△43	利益剰余金	49,137	48,956	△180
貸倒引当金	△121	△118	2	自己株式	△812	△804	8
				その他の包括利益累計額	4,175	4,064	△110
				その他有価証券評価差額金	3,543	3,857	313
繰延資産	37	30	△7	繰延ヘッジ損益	369	△136	△506
社債発行費	37	30	△7	為替換算調整勘定	230	331	101
				退職給付に係る調整累計額	31	12	△19
				非支配株主持分	390	413	23
資産合計	161,700	178,621	16,921	負債及び純資産合計	161,700	178,621	16,921

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第20期	第21期	増減金額
	(自2021年4月1日 至2022年3月31日)	(自2022年4月1日 至2023年3月31日)	
売上高	201,551	260,410	58,859
売上原価	175,360	232,640	57,279
売上総利益	26,190	27,770	1,579
販売費及び一般管理費	26,212	27,035	823
営業利益又は営業損失 (△)	△21	734	755
営業外収益	829	999	169
受取利息	0	0	0
受取配当金	461	667	205
持分法による投資利益	206	124	△81
受取賃貸料	37	24	△13
雑収入	123	181	57
営業外費用	211	297	85
支払利息	94	150	55
支払手数料	38	109	71
減価償却費	19	—	△19
雑支出	59	37	△21
経常利益	596	1,436	839
特別利益	3,093	856	△2,236
固定資産売却益	778	542	△235
投資有価証券売却益	1,328	212	△1,116
関係会社株式売却益	601	—	△601
受取損害賠償金	—	102	102
資産除去債務戻入益	385	—	△385
特別損失	1,057	536	△521
固定資産売却損	—	0	0
固定資産除却損	325	433	107
減損損失	696	20	△675
投資有価証券評価損	—	0	0
リース解約損	1	1	△0
災害による損失	—	80	80
損害賠償金	34	—	△34
税金等調整前当期純利益	2,632	1,756	△875
法人税、住民税及び事業税	747	394	△353
法人税等調整額	△59	369	428
当期純利益	1,943	992	△950
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△9	6	16
親会社株主に帰属する当期純利益	1,953	986	△967

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第20期 (2022年3月31日現在)	第21期 (2023年3月31日現在)	増減金額	科 目	(ご参考) 第20期 (2022年3月31日現在)	第21期 (2023年3月31日現在)	増減金額
資産の部	158,081	174,916	16,834	負債の部	67,719	85,351	17,632
流動資産	93,300	110,203	16,903	流動負債	42,146	53,356	11,209
現金及び預金	2,858	1,717	△1,140	買掛金	16,755	17,966	1,210
受取手形	466	509	43	短期借入金	12,300	20,400	8,100
売掛金	34,503	43,991	9,488	1年内返済予定の長期借入金	490	—	△490
商品及び製品	20,818	25,414	4,595	リース債務	201	198	△3
原材料及び貯蔵品	29,960	35,317	5,357	未払金	2,490	2,556	65
前払費用	376	248	△127	設備関係未払金	2,757	3,214	457
その他	4,316	3,004	△1,312	未払費用	2,198	2,325	126
				返金負債	1,692	1,896	204
				未払法人税等	180	300	119
				未払消費税等	—	803	803
				前受金	6	4	△2
固定資産	64,743	64,682	△61	預り金	2,172	2,574	402
有形固定資産	49,416	48,642	△773	賞与引当金	828	839	11
建物	7,599	7,335	△264	役員賞与引当金	—	2	2
構築物	4,507	4,403	△104	役員株式給付引当金	11	—	△11
機械及び装置	16,945	17,283	338	その他	60	273	213
車両運搬具	1	1	△0				
工具、器具及び備品	807	848	40	固定負債	25,572	31,994	6,422
土地	16,813	16,477	△335	社債	12,000	12,000	—
リース資産	1,446	1,281	△164	長期借入金	5,850	12,240	6,390
建設仮勘定	1,294	1,011	△282	リース債務	1,244	1,082	△161
無形固定資産	2,626	3,060	434	繰延税金負債	1,489	1,670	181
ソフトウェア	2,620	3,055	434	役員株式給付引当金	38	121	82
施設利用権	5	5	—	環境対策引当金	70	44	△25
				退職給付引当金	3,150	3,181	31
				資産除去債務	50	9	△40
				長期預り敷金保証金	1,586	1,628	42
				長期未払金	92	15	△76
投資その他の資産	12,701	12,979	277	純資産の部	90,362	89,565	△797
投資有価証券	7,990	8,169	179	株主資本	86,449	85,859	△589
関係会社株式	3,082	3,082	—	資本金	10,000	10,000	—
出資金	5	5	—	資本剰余金	43,717	43,717	—
長期前払費用	27	24	△2	資本準備金	32,393	32,393	—
その他	1,716	1,815	98	その他資本剰余金	11,324	11,324	—
貸倒引当金	△121	△118	2	利益剰余金	33,542	32,945	△597
				利益準備金	2	2	—
				その他利益剰余金	33,540	32,942	△597
繰延資産	37	30	△7	固定資産圧縮積立金	149	129	△20
社債発行費	37	30	△7	繰越利益剰余金	33,391	32,813	△577
				自己株式	△811	△803	8
				評価・換算差額等	3,913	3,705	△207
				その他有価証券評価差額金	3,543	3,842	299
				繰延ヘッジ損益	369	△136	△506
資産合計	158,081	174,916	16,834	負債及び純資産合計	158,081	174,916	16,834

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第20期	第21期	増減金額
	(自2021年4月1日 至2022年3月31日)	(自2022年4月1日 至2023年3月31日)	
売上高	197,693	257,002	59,309
売上原価	172,631	230,358	57,726
売上総利益	25,061	26,644	1,582
販売費及び一般管理費	25,211	26,134	923
営業利益又は営業損失 (△)	△149	509	659
営業外収益	3,028	988	△2,040
受取利息	0	0	△0
受取配当金	2,879	779	△2,100
雑収入	149	208	59
営業外費用	191	305	114
支払利息	53	109	55
社債利息	44	44	－
支払手数料	38	109	71
雑支出	55	43	△12
経常利益	2,687	1,191	△1,495
特別利益	5,105	524	△4,581
固定資産売却益	936	211	△724
投資有価証券売却益	418	210	△208
関係会社株式売却益	3,365	－	△3,365
受取損害賠償金	－	102	102
資産除去債務戻入益	385	－	△385
特別損失	1,033	536	△496
固定資産除却損	325	433	107
固定資産売却損	－	0	0
減損損失	672	20	△651
投資有価証券評価損	－	0	0
リース解約損	1	1	△0
災害による損失	－	80	80
損害賠償金	34	－	△34
税引前当期純利益	6,760	1,180	△5,580
法人税、住民税及び事業税	395	333	△62
法人税等調整額	471	278	△193
当期純利益	5,893	569	△5,324

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第21回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

- ・ 事業報告の 「業務の適正を確保するための体制」
- ・ 連結計算書類の 「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- ・ 計算書類の 「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

株式会社 J-オイルミルズ

業務の適正を確保するための体制

J-オイルミルズグループは、「Joy for Life®-食で未来によるこびを-」をはじめとする企業理念の実践により、企業価値の向上を図り、企業としての社会的責任を果たすため、J-オイルミルズグループの業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針を以下の通り定めます。

（1）取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① J-オイルミルズグループの企業倫理を確立して社会の信頼を得ることを目的とした「企業倫理規程」を定め、また、当社の取締役、従業員等が遵守すべき社会的規範を定めた「J-オイルミルズ行動規範」を定めて、当社の企業倫理を確立します。
- ② J-オイルミルズグループにおけるコンプライアンス活動の統括を目的として、代表取締役社長執行役員を委員長とする経営リスク委員会を設置し、継続的な教育、研修等の活動を通じて、コンプライアンス意識の向上および「J-オイルミルズ行動規範」の浸透を図ります。
- ③ 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正するために「内部通報規程」を定め、コンプライアンス部会の事務局に通報窓口を設置するほか、社外にも通報窓口を設置します。社内の関係部門は、通報に速やかに対処し、その結果を経営リスク委員会、経営会議および取締役会に報告し、問題の再発防止につなげます。
- ④ 取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする「指名諮問委員会」および「報酬諮問委員会」を設置し、取締役候補者の指名および取締役・執行役員の報酬の決定に係る透明性と客観性を高めます。
- ⑤ 職務執行の信頼性を確保するために、内部監査部門は、法令、定款、社内規程等の遵守に係る全社的な内部統制の有効性評価を実施し、その結果を代表取締役社長執行役員および監査役会に報告（ダブルレポート）するとともに、監査対象組織に対してモニタリングを実施、必要な是正を対象部門に指示します。

（2）取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な情報を記録する取締役会議事録、経営会議議事録、意思決定書類、各種会議の議事録等の文書および電磁的記録は、法令および社内規則に従い保存し、管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理および内部統制システムの統括を目的として、「経営リスク委員会」およびその傘下にリスクマネジメント部会を設置し、J-オイルミルズグループが直面する様々なリスクの中から、全社経営レベルのリスクを選定・抽出し、その対応と取組みを推進します。また、サステナビリティに関連する課題を事業活動に反映させることを目的として、「サステナビリティ委員会」およびその傘下に課題ごとの部会を設置し、気候変動や環境、人権問題などへの取組みを推進します。
- ② 重大な危機が発生した場合には、「経営リスク委員会」の指揮監督の下、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。
- ③ 反社会的勢力に対しては、その要求には絶対に応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応するものとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則として月1回開催し、法令および定款ならびに「取締役会規則」等に定められた重要事項を審議、決定し、取締役の職務の執行を監督します。
- ② 代表取締役社長執行役員が指名する者が出席する「経営会議」を原則毎月3回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行います。
- ③ 重要な投資・融資案件の経営会議での審議に資することを目的に、経営会議の諮問機関として「投融資委員会」を設置し、各投融資案件の事業性、リスク・リターンの評価、計画の妥当性などを検討の上経営会議へ報告を行います。

(5) 次に掲げる体制その他のJ-オイルミルズグループにおける業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社の統括部署は、「関係会社運営規程」に従い担当するグループ会社を監督する責任を負い、グループ会社の取締役等の職務の執行に関して報告を求め、重要事項について当社の経営会議または取締役会において決議を受けます。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「経営リスク委員会」の指揮監督の下、「関係会社運営規程」に従って各グループ会社が各社の重点対応リスクを抽出した上具体的対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に親会社に報告することにより、グループ会社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、「経営リスク委員会」の指揮監督の下、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(I) 業務の適正と効率性を確保するために、「関係会社運営規程」で指定した当社の規程類を、グループ会社にも適用します。

(II) グループ会社の経営計画および年度計画の審議や、月次ベースでの連結業績の迅速・正確な把握を通じて、グループ会社の事業活動の健全性および効率性を確保します。

④ 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(I) 当社は「関係会社運営規程」に定めるところにより、「J-オイルミルズ行動規範」、その遵守を規定した「企業倫理規程」、監視するための経営リスク委員会等を国内外のグループ会社にも適用し、法令および定款に適合する業務執行を確保します。

(II) 監査役は、必要に応じて、グループ会社の稟議書およびその他の重要事項を閲覧または謄写できます。

(III) 監査部によるグループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。

(6) 監査役監査の実効性を確保するための体制

① 監査役を補助すべき使用人に関する事項

(I) 監査役を補助するために必要なスタッフを配置する監査役室を設置します。監査役室スタッフは監査役の指揮命令下で職務を遂行します。

(II) 監査役室スタッフの評価は常勤監査役が行い、人事異動および賞罰については、監査役会の同意を得るものとする。取締役からの独立性を高め、監査役の指示の実効性を確保します。

② 監査役への報告に関する体制

- (Ⅰ) 取締役および従業員等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- (Ⅱ) 監査役が、取締役会のほか重要な会議への出席や関係書類の閲覧を行うことのできる体制を整備します。また、取締役および従業員等は、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果に関し、監査役に必要な事項または監査役が要請した事項を適宜報告します。この重要事項には、コンプライアンスおよびリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含みます。
- (Ⅲ) グループ会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- (Ⅳ) 当社監査役とグループ会社監査役は、適宜情報交換を実施します。
- (Ⅴ) 内部通報に関する情報はコンプライアンス部会より監査役に報告することとします。
- (Ⅵ) (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の報告をした者に対しては、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いをしないことを確保するための体制を整備します。

③ 監査費用の処理に係る方針

監査役の職務の執行に必要な費用を負担します。当該費用には、往査に必要な費用のほか、監査意見を形成するために独自の外部専門家（法律・会計・税務等）を活用する場合の費用を含みます。

④ その他監査役監査が実効的に行われることを確保する体制

- (Ⅰ) 監査役会の要請がある場合には、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
- (Ⅱ) 監査役は、必要に応じて、当社および当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ出席することができます。また、全取締役、執行役員および部長層からの業務報告の聴取、ならびに、各事業所や関係会社への往査を実施することができます。
- (Ⅲ) 監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役および重要な従業員等から個別に職務執行状況を聴取することができます。
- (Ⅳ) 監査部は、監査役会に対し、定期的に内部監査の状況を報告するとともに意見交換を行い、監査役からの要請がある場合には、監査役の監査に協力します。
- (Ⅴ) 監査役会は、代表取締役社長執行役員、社外取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、以下の通りであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

当社グループは、「経営リスク委員会」とその傘下のコンプライアンス部会が中心となって「J-オイルミルズ行動規範」に基づいたコンプライアンス活動を統括しており、グループ全従業員にハンディタイプの行動規範を配布し、イントラネット等による情報発信や研修等を定期的を実施することで、コンプライアンス意識の向上を図っております。また、「企業倫理規程」の定めに従い社内外に公益通報の相談窓口を設置し、海外子会社を含めた内部通報対応を行うことで、問題の早期発見と改善措置に努めております。2022年度は、コンプライアンス強化月間の設置や、全社e-ラーニングの実施、懲戒プロセスの見直しなどを行い、コンプライアンス意識の啓発に取り組みました。

(2) リスクマネジメントに関する取組み

当社グループは、経営に大きく影響を及ぼしかねない危機発生時への対応と潜在的なリスクへの対応と低減を図るため「経営リスク委員会」とその傘下のリスクマネジメント部会を中心とするリスク管理体制を整備しており、全社的に重大な経営リスクと各部門で抽出した重要リスクについて、PDCAサイクルを回すことでリスクマネジメントを行っております。2022年度は、重要テーマとして新型コロナウイルス対応を継続するとともに、サイバーセキュリティや自然災害対応（BCP）に取り組み、危機管理体制の見直しも行いました。

(3) グループ全体での内部統制に関する取組み

当社グループは、グループ全体での内部統制を強化すべく、「関係会社運営規程」に基づいた管理を実施しております。グループ会社に対しては、当社の統括部署へ定期的な報告を行うことを義務付けるとともに、重要案件については当社の稟議規程に基づいた承認を得ることとしております。また、「経営リスク委員会」は、グループ会社も対象範囲として活動しております。2022年度は、グループ会社のランク分けや統括部署の役割の整理を行った上で、「関係会社運営規程」の改定を行い、グループガバナンスの強化に取り組みました。

(4) 監査役監査の実効性確保に関する取組み

監査役は、取締役会・経営会議・経営リスク委員会・サステナビリティ委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べております。さらには、代表取締役社長執行役員とは毎月の定例会議の実施、各取締役とは年3回の定例監査、また、必要に応じて社外取締役とのミーティングや各部門長等からのヒアリングを実施しております。なお、監査部とは月例ミーティングを行い監査先情報の共有を図っており、会計監査人からは四半期監査報告を受け意見交換を行うとともに、監査部も含めた三様監査ミーティングも実施するなどして、監査の実効性を高めています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	31,633	49,137	△812	89,958
当期変動額					
剰余金の配当			△1,166		△1,166
親会社株主に帰属する 当期純利益			986		986
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				8	8
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△180	8	△172
当期末残高	10,000	31,633	48,956	△804	89,785

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	3,543	369	230	31	4,175	390	94,523
当期変動額							
剰余金の配当							△1,166
親会社株主に帰属する 当期純利益							986
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							8
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	313	△506	101	△19	△110	23	△87
当期変動額合計	313	△506	101	△19	△110	23	△259
当期末残高	3,857	△136	331	12	4,064	413	94,263

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

I. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

(株)J-N I K K Aパートナーズ

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

(株)J-若松サービス、J-ミール物流(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社2社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

II. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 4社

持分法を適用した主要な関連会社の名称

太田油脂(株)、Premium Vegetable Oils Sdn Bhd

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

(株)J-若松サービス、J-ミール物流(株)

(関連会社)

千葉オーシャンターミナル(株)

持分法を適用しない理由

いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

Ⅲ. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全式等以外のもの 部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株……………移動平均法に基づく原価法
式等

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ …………… 時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料中の大豆、菜種、

トウモロコシ ……………先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

上記以外の棚卸資産……………月別総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物及び構築物が8年～50年、機械装置及び運搬具が7年～15年であります。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な繰延資産の処理方法
社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。
 - ④ 役員株式給付引当金
役員株式給付規程に基づく取締役および執行役員への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。
 - ⑤ 環境対策引当金
有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利通貨スワップについては一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理によることとしております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

金利通貨スワップ

ヘッジ対象

外貨建買掛金及び外貨建予定取引

外貨建借入金

③ ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法によっております。ただし、一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略することとしております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(8) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結注記表「【収益認識に関する注記】(2)収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは個別案件ごとに判断し20年以内の合理的な年数で均等償却しております。但し、金額が僅少の場合は発生した期の損益として処理することとしております。

【会計方針の変更に関する注記】

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

I. 投資有価証券の評価

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

当社は、2019年12月にPremium Vegetable Oils Sdn Bhd (以下、PVO社)による第三者割当増資の引受に伴い持分比率20%分の株式を取得した結果、持分法適用の範囲に含めております。当連結会計年度の連結貸借対照表においては、PVO社に対する持分法投資残高1,227百万円が含まれており、当該残高にはのれんに配分された金額が相対的に多額な状況であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、減損の兆候を識別した場合に、のれんが帰属する資産グループについて当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較

した上、減損処理の要否について判定し将来キャッシュ・フローについてはPVO社の将来の事業計画に基づき算定しております。

② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りに使用した主要な仮定は、PVO社の取締役会によって承認された事業計画の販売単価と販売数量であり、事業計画期間後についてはマレーシアの物価上昇率を考慮しております。これらの仮定に基づく数値は、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られたデータを基礎としております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度末においてはPVO社に係る割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を超過しておりますが、事業計画の販売単価と販売数量が未達の場合には、投資有価証券の減損処理が必要となる可能性があります。

II. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、150百万円（繰延税金負債と相殺前の金額は2,871百万円）を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）に従い企業分類を判定し、将来の収益力に基づく課税所得の見積り、及び将来減算一時差異の解消見込年度に基づき、回収可能性があると判断した金額を繰延税金資産に計上しております。

② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の事業計画を基礎として課税所得を見積もっているため、主要な仮定は将来の事業計画であり、当該事業計画の前提として、主に製品の販売価格や販売数量、並びに原材料の仕入価格を構成する原料相場や為替相場の仮定を見積り上考慮しております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

課税所得の見積りについては将来の不確実な経済状況の影響をうけることから、実際の業績と事業計画との乖離が生じる可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額や将来減算一時差異の解消見込年度が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 棚卸資産（原材料）の評価

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表においては、原材料（大豆・菜種・トウモロコシ）31,280百万円を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

棚卸資産の評価について、大豆・菜種・トウモロコシの原材料の貸借対照表価額は、先入先出法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。

② 当年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

正味売却価額の見積りについては、主に歩留率に基づき算定した生産見込数量に見積販売単価を乗じることによって算定しております。かかる原材料評価にあたっての主要な仮定は、販売単価と生産見込数量に使用する歩留率であり、販売単価については決算日時点の見積販売単価を反映しており、歩留率については決算日以前の直近3ヵ月の実績値に基づいて予測しております。なお、当連結会計年度において、大豆・菜種・トウモロコシの原材料の正味売却価額は帳簿価額を上回っております。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

現在の状況及び入手可能な情報に基づき、合理的と考えられる見積り及び判断を行っていますが、これらの見積りには不確実性を伴うため、販売単価の急激な変化や原料品質悪化に伴う歩留率の低下等があった場合には、翌連結会計年度において損失が発生する可能性があります。

【会計上の見積りの変更に関する注記】

棚卸資産の評価

近年過去にない原料相場高騰の継続や原料油分の低下、エネルギーコスト及び物流費の上昇、並びに日米金利差に伴う為替相場の円安基調などの外部環境の変化に対して、昨年来、販売価格の改定を継続的に実施しており、短期間で棚卸資産の正味売却価額が著しく変動している状況にあります。

かかる環境変化を踏まえ、より最新の情報を反映すべく、当連結会計年度の期首より、棚卸資産のうち原材料について、正味売却価額の見積方法を過去の販売単価実績から決算日時点の見込販売単価に基づく方法に変更しております。また、決算日時点の生産見込数量の算定に使用する歩留率について、期末決算日以前の直近6ヵ月実績値から直近3ヵ月実績値を基礎として算定する方法に変更しております。当該見積方法の変更は、棚卸資産の収益性の低下の事実をより適切に財政状態及び経営成績に反映させることを目的としたものであります。

当該見積方法の変更により当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

【連結貸借対照表に関する注記】

有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	124,191百万円
----------------	------------

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

I. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 …………… 33,508,446 株

II. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	833	25.0	2022年3月31日	2022年6月28日
2022年11月8日 取締役会	普通株式	333	10.0	2022年9月30日	2022年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	333	10.0	2023年3月31日	2023年6月6日

【金融商品に関する注記】

I. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主に植物油脂の製造販売事業を行うための設備資金、日々の資金繰りによって生じる運転資金につき、必要な資金を主に銀行借入や社債発行によって調達しております。資金調達の手法は、資金需要の性質、金融市場環境、長短バランス、調達コスト、調達先の分散等を総合的に検討し、決定しております。

余剰資金が発生した場合の資金運用について、流動性に配慮しつつ、原則として元本保証の邦貨建て金融商品にて行うこととしております。ただし、余剰資金を外貨建負債のヘッジのために外貨建てで運用する場合は、この限りではありません。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

社債及び借入金は、主に設備投資及び運転資金として必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長6年後であります。このうち一部は、金利及び為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利通貨スワップ）を利用してヘッジする場合があります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利及び為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。また、当連結会計年度末において金利通貨スワップ取引は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先に関する契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先担当部署が営業債権を有する取引先の信用状況を定期的に確認するとともに、与信限度額に対する日次での債権残高管理を実施しております。これらの取組みにより、取引先財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握、必要に応じた取引信用保険付保の活用による貸倒リスク軽減を図っております。連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利及び為替の変動リスクを抑制するために、金利通貨スワップ取引を利用することがあります。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた管理規程に基づいて行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち16.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

II. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、支払手形及び買掛金、短期借入金については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 ^(※1)	6,790	6,790	—
資産計	6,790	6,790	—
(1) 社債	12,000	11,968	△31
(2) 長期借入金 ^(※2)	12,240	11,811	△428
負債計	24,240	23,779	△460
デリバティブ取引 ^(※3)	(197)	(197)	—

(※1) 市場価格のない株式等は「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,052百万円

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

III. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価のインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 株式	6,790	—	—	6,790
資産計	6,790	—	—	6,790
デリバティブ取引 通貨関連	—	(197)	—	(197)

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	11,968	—	11,968
長期借入金	—	11,811	—	11,811
負債計	—	23,779	—	23,779

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・有価証券及び投資有価証券

投資有価証券のうち、上場株式については相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

・デリバティブ取引

デリバティブ取引については全て為替予約取引であり、為替予約の時価は取引先金融機関から提示された価格等に基づき、為替レートといった観察可能なインプットを用いた割引現在価値法により算定されているため、レベル2の時価に分類しております。

・社債

当社グループの発行する社債の時価については、日本証券業協会が公表しております売買参考統計値といった観察可能なインプットを用いて算定されているため、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) デリバティブ取引関係

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当するものではありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

① 通貨関連

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価(※1)
原則的処理方法	為替予約取引 買建	買掛金			
	米ドル		12,782	－	△237
	ユーロ		2,158	－	39
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建	買掛金			
	米ドル		7,626	－	(※2)
	ユーロ		548	－	(※2)
合計			23,115	－	

(※1) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(※2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体となって処理されている為、その時価は当該買掛金の時価に含めております。

② 金利関連

該当するものではありません。

【1株当たり情報に関する注記】

- (1) 1株当たり純資産額 2,837.41円
(2) 1株当たり当期純利益 29.82円

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当連結会計年度の当該信託が保有する当社株式の期末株式数は264,100株、期中平均株式数は265,485株であります。

【収益認識に関する注記】

(1) 収益の分解情報

収益認識の財又はサービスの種類別に分解した金額は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

	売上区分			その他	合計
	油脂事業	スペシャリティ フード事業	計		
売上高					
家庭用油脂	29,102	—	29,102	—	29,102
業務用油脂	126,342	—	126,342	—	126,342
ミール類	81,067	—	81,067	—	81,067
乳系PBF	—	13,522	13,522	—	13,522
食品素材	—	9,325	9,325	—	9,325
その他	—	—	—	1,049	1,049
顧客との契約から生じる 収益	236,513	22,847	259,361	1,049	260,410
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	236,513	22,847	259,361	1,049	260,410

前連結会計年度まで掲記していた「油脂加工品」については、当連結会計年度の期首より「乳系PBF」に区分表示を変更しております。また、「テクスチャーデザイン」及び「ファイン」については、当連結会計年度の期首より「食品素材」に集約して掲記しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、家庭用油脂製品及び業務用油脂製品、並びに油糧（ミール類）の生産販売を中核とする油脂事業と、当社独自の油脂加工技術やアプリケーション技術を駆使した製品開発及び販売を行うスペシャリティフード事業を主な事業内容としております。スペシャリティフード事業については、植物性代替食品やマーガリン等の加工販売を行う乳系PBF事業、トウモロコシ等を原料としたスターチ製品の加工販売やトコフェロール並びに大豆イソフラボン等の機能性素材の加工販売を行う食品素材事業から構成されております。

これらの製品販売については、製品出荷後の顧客への引き渡しが見込まれる時点で製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該引渡予定日時点で収益を認識しております。

製品販売から生じる収益は、販売契約における対価から販売数量又は販売金額に応じて支払う奨励金や割戻金、並びに販売拡大を目的として支払う協賛金等について控除して算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価については返金負債として計上しております。当該返金負債の見積にあたっては、顧客別製品群ごとの契約達成条件上の支払額や割戻率、並びに契約対象期間の販売実績等の主要な仮定に基づき、最頻値法により見積計算を行っております。

製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	35,126
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	44,308
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	32,393	11,324	43,717	2	149	33,391	33,542	△811	86,449
当期変動額										
剰余金の配当							△1,166	△1,166		△1,166
当期純利益							569	569		569
固定資産圧縮積立金の取崩						△20	20	－		－
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分									8	8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△20	△577	△597	8	△589
当期末残高	10,000	32,393	11,324	43,717	2	129	32,813	32,945	△803	85,859

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,543	369	3,913	90,362
当期変動額				
剰余金の配当				△1,166
当期純利益				569
固定資産圧縮積立金の取崩				－
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	299	△506	△207	△207
当期変動額合計	299	△506	△207	△797
当期末残高	3,842	△136	3,705	89,565

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

I. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株……………移動平均法に基づく原価法
式等

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料中の大豆、菜種、

トウモロコシ……………先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

上記以外の棚卸資産……………月別総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

II. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は建物が8年～50年、構築物が10年～50年、機械及び装置が7年～15年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

Ⅲ. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

Ⅳ. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

Ⅴ. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として計上しております（前払年金費用は投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております）。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役および執行役員への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(6) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して、必要額を見積計上することとしております。

(7) 環境対策引当金

有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる損失金額を計上しております。

VI. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利通貨スワップについては一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理によることとしております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建買掛金及び外貨建予定取引
金利通貨スワップ	外貨建借入金

(3) ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法によっております。ただし、一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略することとしております。

Ⅶ. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結注記表「【収益認識に関する注記】(2)収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

Ⅷ. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

【会計方針の変更に関する注記】

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

I. 関係会社株式の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

当社は、2019年12月にPremium Vegetable Oils Sdn Bhd（以下、PVO社）による第三者割当増資の引受に伴い持分比率20%分の株式を取得した結果、取得原価相当額1,001百万円について関係会社株式として計算書類に計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

PVO社株式は市場価格のない株式であるため、当該株式の実質価額はPVO社の超過収益力を反映して算出しております。減損処理の要否の判断については、PVO社の将来の事業計画に基づく超過収益力の毀損による実質価額の著しい低下の有無について検討しております。

② 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

PVO社に係る実質価額の算出に使用した主な仮定は、PVO社の取締役会によって承認された事業計画の販売単価と販売数量であり、事業計画期間後についてはマレーシアの物価上昇率を考慮して算定しております。これらの仮定に基づく数値は、外部情報及び内部情報の両方から得られたデータを基礎としております。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

当事業年度末においては、PVO社に係る実質価額が帳簿価額を超過しておりますが、事業計画の販売単価と販売数量が未達の場合には、関係会社株式の減損処理が必要となる可能性があります。

II. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において、2,632百万円（繰延税金負債と相殺前の金額）を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「【会計上の見積りに関する注記】繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

III. 棚卸資産（原材料）の評価

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

連結注記表「【会計上の見積りに関する注記】棚卸資産（原材料）の評価」に記載した内容と同一であります。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「【会計上の見積りに関する注記】棚卸資産（原材料）の評価」に記載した内容と同一であります。

【会計上の見積りの変更に関する注記】

棚卸資産の評価

近年過去にない原料相場高騰の継続や原料油分の低下、エネルギーコスト及び物流費の上昇、並びに日米金利差に伴う為替相場の円安基調などの外部環境の変化に対して、昨年来、販売価格の改定を継続的に実施しており、短時間で棚卸資産の正味売却価額が著しく変動している状況にあります。

かかる環境変化を踏まえ、より最新の情報を反映すべく、当事業年度の期首より、棚卸資産のうち原材料について、正味売却価額の見積方法を過去の販売単価実績から決算日時点の見込販売単価に基づく方法に変更しております。また、決算日時点の生産見込数量の算定に使用する歩留率について、期末決算日以前の直近6ヵ月実績値から直近3ヵ月実績値を基礎として算定する方法に変更しております。当該見積方法の変更は、棚卸資産の収

益性の低下の事実をより適切に財政状態及び経営成績に反映させることを目的としたものであります。

当該見積方法の変更により当事業年度の損益に与える影響はありません。

【貸借対照表に関する注記】

I. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	10,359百万円
短期金銭債務	5,933百万円

II. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	123,786百万円
----------------	------------

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

70,798百万円

仕入高

18,721百万円

営業取引以外の取引による取引高

293百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式（株）	435,132		586		4,500	431,218

- (注) 1. 自己株式数には信託が保有する自社の株式が当事業年度期首268,600株、当事業年度末264,100株含まれております。
2. (変動事由の概要) 増加は単元未満株式の買取586株、減少は株式給付信託口からの給付による減少4,500株であります。

【税効果会計に関する注記】**繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳**

繰延税金資産	百万円
土地評価減	296
減価償却費	28
減損損失	648
有価証券評価減	96
会員権等評価減	61
貸倒引当金	36
未払金	678
未払事業税	53
賞与引当金	241
退職給付引当金	1,307
繰延ヘッジ損益	60
その他	180
繰延税金資産小計	<u>3,690</u>
評価性引当額	<u>△1,058</u>
繰延税金資産合計	<u>2,632</u>
繰延税金負債	
土地の評価増による増加	△2,225
退職給付信託に係る益金不算入額	△414
固定資産圧縮積立金	△57
その他有価証券評価差額金	<u>△1,605</u>
繰延税金負債合計	<u>△4,302</u>
繰延税金負債の純額	<u><u>△1,670</u></u>

【関連当事者との取引に関する注記】

I. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
その他の 関係 会社	味の素(株)	東京都 中央区	79,863	食料品 等製造 その他	被所有 直接 27.2	当社製品の 販売および 原材料の 仕入 役員の兼任 1人	油脂製品の 販売 (注1,2)	49,128	売掛金	5,323
							原材料の 仕入 (注2)	8,127	買掛金	2,505
主要 株主	三井物産(株)	東京都 千代田区	342,560	総合 商社	被所有 直接 12.6	当社製品の 販売および 原材料の 仕入	油脂製品の 販売 (注2)	22,070	売掛金	3,063
							原材料の 仕入 (注2)	58,163	買掛金	620

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 一部の対象製品の販売については、味の素(株)の再販売価格と同額であります。なお、販売対価として0.8%のコミッションを支払っております。
- (注2) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格通りであります。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

II. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	(株)J-N I K K A パートナーズ	東京都 中央区	20	油脂 事業	直接 100	当社製品の 販売	油脂製品の 販売 (注1)	21,198	売掛金	4,179
							資金の預託 (注2)	340	預り金	2,042
							受取配当金	100	—	

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 市場価格等を勘案した当社希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。おおむね、市場価格通りであります。
- (注2) 資金の預託による利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、取引金額においては純額で表示しております。
- (注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【1株当たり情報に関する注記】

- (1) 1株当たり純資産額 2,707.75円
- (2) 1株当たり当期純利益 17.20円

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当事業年度の当該信託が保有する当社株式の期末株式数は264,100株、期中平均株式数は265,485株であります。

【収益認識に関する注記】

連結注記表【収益認識に関する注記】に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社 J-オイルミルズ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 将 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社J-オイルミルズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社 J-オイルミルズ
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 将 之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの2022年4月1日から2023年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役からその活動状況、活動結果の報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況につき報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、取締役、執行役員、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議、経営リスク委員会、サステナビリティ委員会等重要な会議に出席するとともに、代表取締役と定期的に意見交換を行ったほか取締役、事業本部長、その他の執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な会議議事録および稟議書等の決裁書類を閲覧し、本社、工場、研究所、支社・支店等主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ② 子会社および主な関連会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じ事業の状況や職務の執行状況についての報告を受けました。
 - ③ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、監査部と定期的に会議を実施し、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑤ 財務報告に係る内部統制については、取締役および監査部、E Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点に於いて開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等およびE Y新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

株式会社J-オイルミルズ 監査役会

常勤監査役 小松 俊 一 ㊟

監査役 野崎 晃 ㊟

監査役(社外監査役) 武藤 章 ㊟

監査役(社外監査役) 水谷 英 滋 ㊟

以 上